

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

令和七年七月二十日執行の参議院広島県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

令和七年七月三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

金 額 四六、四五九、〇〇〇円